

## 令和6年度第1回神奈川県再犯防止推進会議 議事録

日時：令和6年7月25日（木）14時00分～16時00分

会場：横浜保護観察所 研修会議室（よこはま新港合同庁舎4階）

### 1 開会

（事務局から委員の出欠状況を報告）

### 2 あいさつ

（笠井地域福祉課長）

### 3 座長選任

（事務局）

神奈川県再犯防止推進会議設置要綱第4条第2項により、座長は構成員の互選により定めることとなっております。委員の皆様方には今年4月にご就任をいただいております。本日は最初の委員会となりますので、座長の選任をお願いしたいと思っております。座長について、自薦他薦ございませんでしょうか。

（委員）

事務局一任。

（事務局）

ありがとうございます。事務局の案といたしまして、前期に引き続き、小西委員にお願いできればと考えてございますが、皆様いかがでしょうか。

委員より異議なし

（事務局）

ありがとうございます。ご承認いただけたということで、ここから会議の進行につきましては、小西座長にお願いをしたいと思います。

### 4 議事

(1) 神奈川県再犯防止推進計画（第1期）の令和5年度評価まとめについて

（小西座長）

前期に引き続きまして、座長として司会、取りまとめを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど課長からのお話にもございましたが、昨年度に第2期の神奈川県再犯防止推進計画を策定することができました。

本日は昨年度の推進計画の実施状況に関する評価と、第2期計画における評価方法、また、参加されておられます各委員の皆様から現在のご活動についてお話をお伺いするということにもなろうかと思えます。またこれ以降の会議では、まさに第2期の再犯防止推進計画を推進して、進捗を検討しながら情報交換をしていくということになろうかと思えます。

今回の令和5年度評価まとめの中の21ページの下のところにもありますように、とりわけ第2期では、県内の市町村と県や国・民間団体とのネットワークの構築が大きな柱になろうかと思えます。

また、来年6月に拘禁刑が施行されるということで、矯正における大きな変革期となり、更生保護においても息の長い支援の推進ということで、現在まさに矯正・保護の両領域において大きく変化してきている時期にもなっております。そうした時期に県と国・民間団体との協力をさらに進めながら、県内の安全安心をより広めていくということができればと思えますのでよろしく願いいたします。

では、内容に入っていきたいと思えますが、まず初めに議題1「神奈川県再犯防止推進計画の令和5年度評価まとめ」について、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局、資料1「神奈川県再犯防止推進計画（第1期）令和5年度評価まとめ（案）」を説明>

#### **（小西座長）**

ありがとうございます。ではこの議題につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。細かい点ですけれども、5ページ目の神奈川県就労支援事業者機構による取組のところの（2）の2つ目のところの2行目以降ですが、「230者」とか、その2つ下の行ですかね、「58者」というのは事業者のこの「者」でよろしかったでしょうか。他の協力雇用主とか、或いは県の暴力団離脱者の就職支援、就労支援の協賛企業とかのカウントの仕方、会社の「社」の方を使われていたのですけれども、これはこちらのままで大丈夫そうですか。

#### **（竹内委員）**

私も使い慣れないのですが、厚生労働省と委託契約するときはこちらの「者」を使っています。おっしゃるように、一般的に少し違うのかなと感じますが、そのまま使わせてもらっています。

(小西座長)

わかりました。ありがとうございます。

あと細かい点なのですが、9 ページ目の「取組実績」の下の方から2つ目のところの発達障害のセンター名はこのままで仕方ないと思うのですが、本文中の発達障がいの「害」の字がひらがなと漢字が混ざってしまっていて、10 ページの方はひらがなを使われているので、ひらがなで統一した方がいいと思いました。

もう1つ、16 ページの「課題と今後の対応」の白丸の2つ目の1行目の「新規登録者数の増」がわかりにくいかなと思いましたので、この表記をちょっと変える必要があると思いました。

他に委員の皆様からお気づきの点等、何かご質問等はございますか。

(鍛冶委員)

なるべく数値を入れた物を作っていただけだと思います。全部で56個あるのでしょうか。このうち8割方は入っていると思います。幾つか入っていないようなところが見受けられます。

例えば、大柱1小柱1の取組実績4つあるうちの1つ目と3つ目のところ。それから、大柱1の小柱2の取組実績4つあるうちの一番上のこの辺りも運営費とあるのであれば、いくら補助をしたのか。大柱2小柱1の取組実績、3つあるうちの3つ目、具体的な内容がいろいろ書かれているところではあるのですが、こういうものを何回行って何人くらい受講された方がいらっしゃるのかとか。全部言ってしまいますと、大柱2小柱2の取組実績が3つあるうちの依存症家族講座っていうことの2つ目ですね、これも何回実施したのか。大柱3小柱1の、8つあるうちの2つ目ですね、地域若者サポートステーション事業で支援を行ったというのも、件数がわかればと思います。大柱4小柱1の3つあるうちの一番下、全てと書いてありますが何件だったのか。最後、大柱5小柱2の最初の社明運動のところ、記念品の購入とか、費用の補助というのがありましたが、金額を記していただいた方がいいのかなと思います。

昨年度の取組ということで、本来であればその前の年と比較してどうなのかということが入るとなおいいかとは思うのですけれども、今回評価対象の年度に関しては、その前の年度は、コロナ禍で比較することにあまり大きな意味はないだろうと思いますので、今回は省いて来年度以降またそういった観点で比較したところがあるとよいと思います。単純に数字が増えればよいというものでないでしょうし、そのあたりも踏まえて検討していただければと思います。

あと、評価案のところですが、評価というと単純によかった悪かったみたいなどころの観点が入るイメージがあるのですが、そういった観点が入っている記載はあまり多くなくて、この点はよかったみたいなどころを積極的に記載されなくていいのかなと感じた次第です。

(小西座長)

ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。今の点を踏まえて、修正するという感じでしょうか。

(事務局)

まず1点目、数値の記載につきまして、各所管課からいただいている台帳から拾ってきているところではありますが、改めて確認をして書き加えられる部分がありましたら修正をします。ただ、なかなか数値で表せないような事業というのものもあるかと思っておりますので、できる範囲でやらせていただきたいと思います。

評価の文面につきましては、できるだけよかったところと今後の課題をペアで書くような形で統一しているのですが、今後はご意見を踏まえて見直し、もう少し評価できるものについては、より積極的に書くということで再度事務局の方で確認をさせていただきますと思います。

(小西座長)

ありがとうございます。次の第2期計画の評価方法にも関わってくるかと思うのですが、アウトカムの指標を立てて行うのはなかなか難しいことから、できるだけアウトプットの回数を具体的な数値で示していくというような方針になっているので、回数や補助費用などの具体的な数値を評価の中で示していくという方針に今後ともなろうかと思えます。その点についてできるだけ示していくということでお願いいたします。

よかった点を強調すべきということで、確かに13ページのポータルサイトのアクセス数について「5万件以上あって認知されたと評価できる、さらに進めていく」という記載から、ニーズの高さがわかるかと思えます。こうした方向での評価の記載をできるだけしていくことが必要だと思いますのでお願いいたします。

他に何かございますか。よろしければ、次の議題に進めていきたいと思えます。

## (2) 神奈川県再犯防止推進計画（第2期）の評価方法について

(小西座長)

続きまして、先ほど触れました議題2の「神奈川県再犯防止推進計画（第2期）の評価方法」について、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局、資料2「神奈川県再犯防止推進計画（第2期）の評価方法について」を説明  
>

(小西座長)

ありがとうございます。こちらの議題につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありますか。

委員より意見なし

(小西座長)

基本的には、第1期でもできるだけ数値化していくという方向で、先ほどの令和5年度の評価についても回数や数値をできるだけ示して評価をしていくという方法をとっておりましたが、引き続き数値目標を設定して行うというのが難しい部分があるため、回数やアウトプットについてのデータを示していく中で評価をしていくということですが、この方針でよろしいでしょうか。では、この第2期における評価方法についても、この資料2で示していただきました方向性で進めていくということでもよろしいかと思っております。

### (3) 令和6年度の取組について

(小西座長)

では、次の議題3、「令和6年度の取組について」というところで、今年度からいよいよ第2期の推進計画が始まったということで、この場を活用しまして、今回出席されておられます各団体機関の取組についての情報交換、これもまた、この再犯防止推進会議においては重要な役割と認識しております。せっかくの機会ですので、再犯防止の推進についての一層の連携強化ということで取り組んでいけたらと思います。まず事務局から、今年度における県の取組についてご説明をお願いしたいと思います。

<事務局、資料3「第2期計画の新たな取組について」を説明>

(小西座長)

ありがとうございます。県としては、第2期計画の策定に当たって、議論として上がってきたこの4つの点の方針についてお話をいただきました。

ネットワーク構築に関しても、とりわけ国の第二次再犯防止推進計画でも、大きな1つの点になっておりますので、県としても今後進められるということです。また保護司については、保護司の減少、国でも法務省で持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を行い、新しい方針が今後示されることとなりますが、県としてまた新しい取組や県の本庁舎を黄色くライトアップする試みなどもされて、更生保護に対する支援ということで取り組まれておられるという事でした。また、入口支援に関しましても、地域生活

定着支援センターでもこの後のお話もあろうかと思いますが、被疑者等の支援業務も大きな柱としてさらに推進していく、また、横浜地検との連携もしていくというようなところでした。そして、性犯罪につきましても、国や医療機関とも連携していくということですが、少し触れさせていただきますと、今年は今国会で日本版DBS法が成立しました。ここでは特に過去の前歴で児童が被害者だったかどうかは問うていないような法の形式なのですが、過去の特定性犯罪、不同意わいせつとか、不同意性交等罪など、また痴漢とか盗撮のような県の迷惑防止条例違反などの前歴がある該当者について、拘禁刑の執行後20年間、全部執行猶予の場合には10年間、また罰金刑執行後に10年間、教育とか保育とか子どもに対する業種に関しては基本的に配置転換をする必要があったり、今のところ、こども家庭庁では明確な方向性は示されてなくて、条文上ですと、防止のために必要な措置とか防止措置という文言になっているのですが、解雇もあり得るということで議論がなされてきているところがあります。そういう場合に今後不採用となることもあるため、就労に関しての支援というのが必要な場面が出てくることは確実ですので、施行は2026年度中というようなことで、この後こども家庭庁で細かい方針を検討することになると思うのですけれども、県としても対応が必要な場面が出てくるかと思しますので、一言付け加えさせていただきます。

続いて、ご出席されておられます委員の皆様から、本年度の取組や今後の取組でお話しいただけるものがございましたら、ぜひこの場で情報共有をさせていただきたいと思っております。時計回りということで、竹内委員からお話いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### (竹内委員)

法務省と厚生労働省と神奈川県との委託事業をしています。そのうち神奈川県の委託事業では、職場定着支援と協力雇用主との研修と接触ということで委託を受けています。この定着支援のいいところが、定着支援期間は3ヶ月なのですが、3ヶ月終わった後にさらに3ヶ月間相談等があれば応じるということで、計6ヶ月間対象者と接触することができます。保護観察所が行っている定着支援は3ヶ月という限度があるのですが、神奈川県はさらに拡大した定着支援をやっているということで非常に効果が出ています。法務省と神奈川県のいいところをうまく使い分けしながら、実施しているのが現状でございます。

また、昨年から実施している協力雇用主の研修と接触という事業ですけど、接触とは、協力雇用主さんもケースを担当しているといういろいろと考えてくださるのですが、ケースがないと、だんだん意欲が薄れてきます。2年、3年も担当がなければ、だんだん協力雇用主を辞めていく方がいるのではということ懸念しております、できるだけ事業主と接触しようと事業を続けているものです。

私どもの事業の中では、職場体験事業を進めています。これは保護観察中も含めて、

問題少年に対して職場体験を実施していこうというものです。令和2年から実施しまして、3年間はジャンピアの休眠預金の助成を受け実施してきましたが、丁度コロナ禍と重なって十分な活動ができなかったということで、去年から自己資金でやっているところです。保護観察所からも依頼を受けますが、最近は、弁護士さんからの依頼が非常に多いです。それから警察官が抱えているケースとか、福祉機関、児童相談所が抱えているケース、そうしたところから依頼を受けて職場体験をして就職につなげるということで、問題の少年、非行の予備軍の人達についても支援をしているところです。

もう1つは、協力雇用主の雇用のQ&Aというものを今年作成する予定です。事業者さんからは、実際に雇用するとき、いろいろ質問があります。どのように対応していいのかわからないなどの質問や相談が多いので、そうしたものをQ&Aという形で作成していこうとするものです。例えば、採用面接するとき犯罪や非行について本人に聞いていかどうかなど、そういう質問に対して、機構がどう答えたか記載します。新しく雇用する事業者に冊子として渡し、活用してもらうために、今年中に発行する予定で進めています。

#### (小西座長)

ありがとうございます。最後に質疑応答の時間を設けますので、まずは、参加されている皆様からご紹介していただきたいと思えます。では続きまして、高橋委員お願いいたします。

#### (高橋委員)

ハローワークにおきましては、従前から各矯正施設、それから保護観察関係の方々と連携して矯正施設内における職業相談ですとか、職業紹介、職業講話、求人と雇用情報の提供等を行っているところでございます。神奈川県内におきましては、横浜刑務所、横須賀刑務支所、久里浜少年院がございまして、そこで管轄のハローワークで密接な連携のもとに業務を行っているところでございます。例えば、各施設において週に2回駐在して職業相談を実施したり、企業を呼んで説明会をやったりということをしております。

今年度の新たな取組といたしましては、久里浜少年院さんにご協力いただきまして、職業体験実習を今週7月22日に少年院の中で行わせていただいたところでございます。当然少年院ですので、若年者というところでの更生の関係で、退院後様々な選択肢があるかとは思いますが、その1つ就職の支援に関連して、職業意識の啓発という部分では、とても有用な取組だったのではないかと感じておりますので、今後も引き続き各関係機関の方々と連携しながら就労支援を行っていきたいと思っております。

#### (小西座長)

ありがとうございます。では続きまして、太田委員お願いいたします。

**(太田委員)**

神奈川県地域生活定着支援センターは平成22年12月に設置され、特別調整に選定された帰住先のない高齢者、障がい者が、釈放後直ちに福祉サービスが受けられるように支援を行っております。また、令和3年から始まりました被疑者等支援業務では、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者、被告人で高齢または障がいにより自立した生活が困難な者に対し、釈放後、直ちに福祉サービス等を利用できますよう支援を行っております。

今年度の取組といたしましては、地域の作業所、各関係機関への研修の充実を図っております。その他、横浜刑務所の見学会や11月には福祉事業者の方を対象にしたプリズンサークルの上映会を予定しております。

**(小西座長)**

ありがとうございます。プリズンサークルというのは受刑者の方たちが、自らの体験、経験について話をし、そこでお互いグループワークを通じて、自らのトラウマ体験などについても克服していくようなプログラムを社会復帰促進センターである刑務所で行っている場所がございます。その映画ということですね。では続きまして、植松代理お願いいたします。

**(植松委員)**

検察庁の取組については、神奈川県再犯防止推進計画におきましてもご紹介していただいておりますが、この会の委員で代わられた方もいらっしゃると思いますので、この場をお借りしまして、簡単に入口支援についてご説明させていただきます。検察庁で取り扱う刑事事件において、かなりの割合で不起訴として処罰されない被疑者や公判請求されても実刑とならずに、執行猶予がついて服役をしない被告人が多いのが現状です。これら服役しない被疑者、被告人が入口支援の対象となるわけですが、対象者がスムーズに社会復帰をし、再犯を犯さないように、当庁の刑事政策支援室において対象者の社会復帰支援を行っております。具体的には、事件を担当する検察官から刑事政策総合支援室に相談があった場合、当庁の社会福祉アドバイザーが対象者と面談をして、これまでの生活状況や稼働状況、現在の健康状況、病気の有無などを確認し、今後社会復帰した際に必要となる住居や生活費、稼働先、通院する病院等に関する要望や見通しを聴取した上で、社会復帰の施策を検討して、関係各機関に対象者をつなぐようにしております。場合によっては、事務官やアドバイザーが地方自治体や病院へ同行することもあります。ただ検察庁においては、被疑者の処分が決まるまで、あるいは被告人の判決が出るまでしか対象者と関わり合うことができません

ので、その後は生活保護や障がい者支援を担当する各自治体、更生緊急保護を担当していただく保護観察所や、各病院、グループホーム等の施設の皆様に施策を進めていただくということになります。実際に社会復帰支援に携わっていただく関係各機関の皆様には、重ねてお礼を申し上げます。

ところで、社会復帰支援を進める上で、ケア会議を行う場合があります。ケア会議の出席者は、対象者及びその家族、担当検察官、当庁の社会福祉アドバイザー、生活保護や障がい者支援の各自治体の担当者、対象者の稼働先の関係者の他に、対象者の弁護士、事件を管轄する警察官が出席することもあります。そして、各関係者に事件の内容や対象者のこれまでの生活状況等の情報を共有してもらい、どのような社会復帰の施策ができるかを検討して意見を出し合って施策の方向性を決めるとともに、対象者はもちろん、各関係者にも他の部門についての施策も把握していただき対象者の社会復帰につなげております。ケア会議を開催することにより、対象者にこれまで把握してなかった社会資源を知らせることができる上、これだけの関係者が対象者の社会復帰に尽力していることを伝えることができ、対象者が社会復帰する心よりどころになるということができるものと思っております。一例を申し上げますと、高齢の女性が対象者である万引き事案において、先日ケア会議を行いました。横浜市内の区の高齢障害支援課地区担当の看護師さんに出席していただきました。対象者は、長谷川式の認知機能検査では、認知症と認められませんでした。その看護師さんからは、長谷川式では判明しない認知症やクレプトマニアの可能性も含め医療に関わる必要があるのではないかと提案をいただき、早急に入院の可能性を含めた受診をするべく、高齢障害支援課が主導で動いていただくということになり、とても有意義なケア会議となりました。

昨年に比べると、刑事政策総合支援室において取り扱う事件はかなりの件数で増えております。支援室では、神奈川県内の全支部の社会復帰支援を行っておりますが、昨日1日だけで、小田原支部の事件も含め、4件の社会復帰支援に向けたアドバイザー面談を行いました。

検察庁としましても、今後とも各機関、各関係機関のご尽力、ご協力をいただきながら、対象者の社会復帰支援、再犯防止に取り組んでいく所存ですのでよろしく願いいたします。

#### (小西座長)

ケア会議の具体的なケースについてお話いただきましてありがとうございます。では続きまして玉井委員、お願いいたします。

#### (玉井委員)

少年院は、少年と言われる世代の人たちを収容して、矯正教育を行っている施設にな

ります。

昨年末から今年度は、新たに被害者等の心情等の聴取・伝達制度というのが始まりまして、当院でも実際に1件、1名に対して、被害者の方から自分たちの心情等を伝えて欲しいという希望がありまして対応している最中です。新しい制度ですので、これから細かいことをいろいろ詰めながらやっていかなければいけないものではあるのですが、被害者の方々の思いを加害者である収容している少年たちの更生に結びつけていくというような目的で実施をしている最中です。この件につきましては、横浜保護観察所さんの方でも情報等提供いただいたり、場所をお借りしたり、いろいろなご協力いただいていますので、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

先ほど、労働局さんからお話がありましたが、就労支援についても力を入れています。収容している少年達の職業体験、職業経験については建築関係が非常に多くなります。建築関係は、一部分ブラックなものも少なくありませんので、少年たちの職業を広げていきたいというのもありまして、今年については福祉関係の業種をハローワークさんにご紹介いただきまして、来ていただいています。人数はそんなに多くはなかったのですが、少年の中で介助等の体験学習をさせていただきました。なかなか少年たちも反応が良くて、作文を確認したのですが、新たな一面が広がったというようなことを書いていましたし、そちらの方に就職をしてみたいというようなことを書いている者もおりましたので、よい経験になったのではないかと考えています。

もう1つ、修学支援にも力を入れています。少年ですので、働くだけではなくて社会復帰については進学もしくは復学を考えているものも少なくはありません。若干名、久里浜少年院にもおりますので、そういった者に対して、高等学校の教育機会の付与を目的として、通信制の高校にいろいろ説明に行って在院中から通信制の高校の授業を受けることができないかと調整をさせていただいている最中です。先般は、県の教育委員会と県の通信制を持っている高校の会議がありましたので、そこにお邪魔をして、当院長からこの制度の趣旨等について説明をさせていただきました。これについては私立の高校にも説明に行くことを予定しておりますので、8月中ぐらいを目途にして、いくつかの高校に説明させていただきたいと考えています。

それともう1つ、これは昨年度から継続になるのですが、地域支援活動援助活動の一環になると思うのですが花育という活動を少年院で行っています。胡蝶蘭を育てて、それを地域のいろいろな施設に寄贈させていただくというような活動しておりますので、この活動についても継続をさせていただこうと考えています。不確定情報なのですが、取材に来るような話も聞いていますので、もしかしたらテレビに出る可能性もあります。

#### (小西座長)

ありがとうございます。久里浜少年院における最近の活動についてご紹介いただきまして、この花育については、テレビでも取り上げられる可能性があるということで、第

2期の神奈川県再犯防止推進計画の43ページですかね、こちらに写真入りで出ていると思いますが、メディアも注目しているということです。続きまして鍛冶委員お願いします。

**(鍛冶委員)**

鑑別所としては、神奈川県にある唯一の機関というふうに思っていますので、県内各地域の関係機関との連携を強化することを大切に思っております。

そんな中、神奈川県はいろいろな会議体をお持ちなのですが、福祉子どもみらい局の別の部署である子どもみらい部の青少年課が所管されている、神奈川県子ども・若者支援連携会議というのがありまして、県内5つのブロックに分かれて会議を例年行っているところなのですが、昨年までは横浜少年鑑別所は、施設が所在している横浜川崎ブロックのみ参加という形をとっておりました。冒頭申し上げました通り、県内全域の関係機関との連携を強化するということから、子どもみらい部の青少年課さんと、昨年度中に相談をさせていただきまして、今年度からは5ブロック全部参加するということです。ちょうど先週、横須賀三浦地域ブロックの会議に参加し、来週は県央厚木で行われる会議に出席し、再来週は、湘南地域平塚での会議に出席するというようなことになって、連携強化に努めて参りたいと思っております。

**(小西座長)**

ありがとうございます。子ども・若者支援連携会議の繋がりについてお話いただきました。では大津留委員お願いいたします。

**(大津留委員)**

横浜刑務所として例年やっていますが、今年度も矯正展を刑務所で開催しますし、横浜市との共催で、横浜市役所にてみなとみらい矯正展を、これは令和4年度から3回目になりますけれども、実施する予定でございます。ここでも再犯防止の取組について広報したいと思っておりますし、三浦市と横須賀市の農福連携の事業者の方に野菜を販売していただいたことについても広報させていただきます。

あと拘禁刑の導入ですね。施行日が令和7年6月1日ですので、本年度はまだ本格施行ではありませんけれども、いろいろメディアとか新聞とかでも取り上げられていますけれども、鋭意準備を進めているというところでございます。実は刑務所でいろいろな試行をしていて、お話したいことはあるのですが、まだ固まっていないのでこの場ではお伝えはできないのですが、拘禁刑の趣旨を言いますと、ご存じかと思いますが、これまでは刑務作業は義務化していたのですが、最低限拘禁するだけが義務化で他には必要な作業を行わせ、また必要な指導を行うことができるというもので、これまで全員刑務作業必須だったところが、絶対必須ではなくなったので、中には高齢者の受刑者につ

いては、極端なことを言えば、刑務作業をさせないで他の指導をメインで行うとか、義務教育を終えてない、中には中学卒業してない方には、作業よりも教科指導というふうに柔軟な作業とか指導の組み合わせができるというふうになっています。今、それぞれの刑務所でいろいろな取組が行われています。抽象的に言うとB施設は、犯罪性が進んでいる刑務所で、割と高齢もしくは障がいのある受刑者がA施設より多いもので、そういう人たちに特化した取組をいろいろな矯正施設、当所も含めてやっているというところがございます。おそらく時期が来ましたら法務省も矯正局も形を出すかなと思いますけど目下そういう作業中というところがございます。

あともう1点刑務所の実情で、うちだけかもしれませんが、割と就労支援の方がB施設なのですが好調になってきております。刑務所の中で採用面接を企業からしていただいている、内定が決まるのが今まで年間30件ちょっとだったのですが、今年度でいうところの流れでいくと50件ぐらい結構増えてくるという感じです。要因はいろいろ分析しますが、人手不足が相当顕著になっているという感じがありまして、それもあって採用内定も増えてきているかなという現状があります。

#### (小西座長)

ありがとうございます。横浜刑務所の最新の動向について、矯正展、農福連携、また拘禁刑や就労支援のことについてお話いただきました。続きまして中原委員お願いいたします。

#### (中原委員)

7月は社会を明るくする運動の強調月間でございます、ご参集の委員の皆様機関や団体におかれましてはそれぞれの立場から運動推進をしていただいております感謝申し上げます。また、神奈川県では今回、県の本庁舎を黄色い羽根と同じ黄色にライトアップして広報していただきまして、重ねてお礼申し上げます。

保護観察所の取組としましては、本年4月から、薬物依存の問題を抱える者への支援の1つとして、保護観察所における薬物再乱用防止プログラムにおいて増加している大麻事犯者用のワークブックを用いた指導を開始いたしました。それから、笠井課長のご挨拶や座長からも触れていただきました滋賀県大津市において、保護司さんが自宅において殺害され、その容疑者として担当する保護観察対象者が逮捕されるという事案が生じております。このことを受けまして、保護司さんの安全確保や保護司活動に伴う、保護司さんとそのご家族の負担軽減を図る観点から保護司さんが自宅以外で身近に面接を行うことのできる場所を確保することが、緊急の課題となっております。既にこれまでも自治体から公民館等を面接場所として提供していただくなどのご協力をいただいているところもございますが、地域の事情、自治体の状況も様々でございます。保護観察所としましては、今後必要に応じて、コミュニティセンターや公民館等、身近な公共

施設を保護司さんが自宅以外の面接場所として利用できるよう各地区保護司会の意向も踏まえて、県内の市町村に対して協力を依頼していく予定でございます。神奈川県再犯防止推進計画第2期において、保護司活動に対する支援を入れていただいておりますが、保護司の面接場所の確保について、県、そしてご参集の委員の皆様のご理解とご支援を改めてお願いしたいと思います。

最後に、令和5年12月1日の改正更生保護法の施行によりまして、保護観察所において更生保護に関する地域援助がスタートしました。今回、地域援助に関するリーフレットを用意いたしましたので、後程参考にご覧いただければと思います。

#### (小西座長)

ありがとうございます。大麻事犯者向けのワークブックについての話、また保護司の安全確保、国の保護司制度の検討会議の議事録も公開されていますが、面接場所の確保ということで、自治体の協力が今後より必要になりますので、その点をこの推進会議でも、特に基礎自治体の皆様にも理解を深めていただけるような形で、より更生保護について理解を深めていくことができるようにと思っております。続きまして松世委員お願いいたします。

#### (松世委員)

私どもの更生保護女性会は、神奈川県下49地区ございまして、4,135人が地域に根差した活動をしております。49地区を束ねているのが、神奈川県更生保護女性連盟です。社会を明るくする運動、県の推進委員会に協力参画し、標語パネルによる広報活動に努めています。また、広報の一環として、ホゴちゃんぬりえが盛んに行われています。これが大人気となっております。塗ってもらったぬりえは展示するなどして、若いパパママに社会を明るくする運動についての理解を深めてもらうことを目的としております。

県の更生保護女性連盟は4つの柱を掲げています。1つが、リーダー研修。リーダー的立場の会員約100名が参加し、情報交換をして、自分たちの活動をより良くするための研修を行っております。2つ目が、ブロック研修。神奈川県下6ブロックに分け、研修を行っております。県連から助成金が出ておりまして、以前はテーマに沿って研修を行っていましたが、コロナ禍からテーマは自由になっており、昨年、例えば、「誰一人取り残さない社会づくりのため、更女ができることは」「ギャンブル依存症の支援のあり方」「生きづらさの支援のあり方」「更生保護女性会としてできる社会貢献」など、そんな研修を行って参りました。3つ目が、会員研修でございます。自分たちの地域に役立つもの、ヒントになるものなどを勉強して参ります。ブロック研修を行った6ブロック研修の発表を行います。また、地域の連携協働活動推進地区の一年間を通しての活動の実施報告などがあります。このように充実した研修を行っております。4つ目が、愛

の寄贈です。更生保護関係の施設にそれぞれ支援金を送っております。更女会は関係団体と一緒に犯罪のない明るい社会や、また、生きづらさを抱えた青少年に対し手を差し伸べるなど、ほっとけない精神で活動しております。

今年度の取組といたしまして、令和5年度から始めた、川崎市の更生保護女性会と川崎ダルクとの料理教室ですが、2年目に入りました。今週の月曜日、5回目の料理教室を行いました。12名ほどの入所者の皆さんとほぼ顔見知りになり、その日は餃子と春雨サラダ、卵スープ、きゅうりと茄子の浅漬けを作りました。ダルクの皆さんも包丁さばきが上手くなり、手際も良くなりました。みんなで食事しながら、感想を述べてもらい、次のリクエストも出してくれています。

またその他、再犯には直接結びつかないかもしれませんが、他団体と協力し、地域の子育て支援や子ども食堂、寺子屋事業などを行っております。更生保護女性会は切れ目のない支援を続けるため、無理をせず、楽しく元気にやっています。

#### (小西座長)

ありがとうございます。様々な充実した研修や愛の寄贈というご活動について、また第2期の再犯防止推進計画の50ページにも写真入りでご紹介いただいております、川崎ダルクと連携した料理教室についてもお話をいただきました。では続きまして橋本委員お願いいたします。

#### (橋本委員)

BBSについて、改めてご紹介させていただきます。BBSはビックブラザーズアンドシスターズの略称でございまして、保護観察を受けている少年や、悩みを抱えた子どもたちに対して、お兄さんお姉さんのような立場で関わるボランティア団体です。BBSの組織としましては、全国で約4,000名の会員が活動をしています。その中で、神奈川県内のBBS会員は約180名おりまして、県内では10地区会が活動しています。メンバーは10代、20代の会員を中心とした、若手のメンバーを主力として活動している団体になります。BBSの主な活動としましては5つございまして、1つ目が保護観察を受けている少年を初めとした、悩みを抱えた子どもとBBS会員が一对一で関わる友だち活動です。2つ目が、グループワークというもので、料理やスポーツなどのレクリエーションを通して、少年や子どもたちとBBS会員が複数名で交流する活動でございます。3つ目が県内の児童自立支援施設や児童養護施設などへ訪問して、その子どもたちとスポーツなどを通じた交流をしております。4つ目が地域の子もたちと、遊びや学習を通じた寺子屋活動等を行っております。最後5つ目としまして、更生保護活動の広報として、社会を明るくする運動に参加しまして、横浜保護観察所や保護司会と更生保護女性会の皆様と連携し、更生保護活動を広く、多くの方に知っていただけるよう取り組んでおります。

今年度の活動としましては、今ご紹介させていただいた5つの活動に加えて、新たに取り組みたいこととしましては、学校や児童相談所などと連携をして、活動の幅を広げていけたらと考えております。現在BBSが関わっているのは、保護観察を受けている少年や施設に入所している子どもや地域の子どもたちが主なのですが、まだまだ関わっていないところに、生きづらさを抱えている子どももいると思いますので、そのような子どもたちとも関われるような働きかけをしていきたいと考えております。

#### (小西座長)

ありがとうございます。BBS活動についてご紹介をいただきました。では続きまして志村委員お願いいたします。

#### (志村委員)

更生保護事業連盟というのは、県下、川崎に自立会という施設があります。そして横浜に力行舎とまこと寮という2つの施設があって、小田原に1ヶ所報徳更生寮の計4ヶ所あります。更生施設はご存じのように、刑務所、少年院から出てきた人で事情があって社会や家庭にすぐ帰れない人を大体3ヶ月から6ヶ月間預かって寝泊まりしてもらって、そこから職場を探していくというような形で、自立する準備というような形でやらせてもらっております。

今年度は特に3点特に力を入れたいと思っております。先ほど横浜保護観察所の中原委員からお話がありましたように、今、保護司が大分厳しいということで、殺人があったということで、あれをよく見ると面接を一对一でしているのですよね。家庭でということで、川崎の自立会では、面接場所等を提供しております。この事件をきっかけに、もう少し全面的に更生保護施設が協力しようということで、まず小田原の報徳更生寮で、保護司会と保護観察所とも連携を取りながら面接場所を提供させてもらうということでもあります。更生施設は365日、日曜祭日休みなしで開いていますから、その辺りが対応できると思います。更生保護施設は地域と連携を取っていく役割があるのではないかと考えております。今後そういう形でやっていきたいと思っております。2つ目は、先ほど刑務所からありましたように、刑務所では、いろいろな形で医療もある程度準備しているところもありますし、更生保護施設は刑務所から、1日違いで刑務所と同じ人が来るわけですよね。それを考えますと、更生保護施設もある程度刑務所と同じように、医者免許を持った職員も場合によっては必要じゃないかということで、報徳更生寮では医者免許を持った職員を1人入れました。入所者は老人も多くなりますし、薬物関係の人も多いし、そこら辺を対応できないで困ったことがありますから、何かあった場合はすぐに病院に連絡したり専門機関に連絡できるような職員体制も考えております。それと、これから農福連携ということで、自然と触れ合うことができる農業関係の職業体験をしてもらおうということも考えております。最後に、前にもお話ししましたが、また犯罪

を起こしそうな人がお金が無い、宿泊先が無いなど困ったときに、夜間や日曜、祭日は飛び込む場所がないわけです。警察へ行っても犯罪をしなければ扱ってくれない。役所へ行っても日曜、祭日は駄目ということで、どこが受け入れたらいいのかということで、更生保護施設は365日開いていますし、相談してもらえば、関係の観察所とか、警察とか、役所とかいろいろなところへ相談して対応する、そんな再犯を起こさせないための役割があるのではないかと思っています。連携をとりながら、県下4つの施設が今後そのような方向で進んでいきたいと思っておりますので皆さんご協力よろしくお願ひします。

**(小西座長)**

ありがとうございます。報徳更生寮の医師の方はどういうふうな肩書で雇われたのですか。

**(志村委員)**

面接したときに歯医者免許持っていて。ただ医者っていうのは、広い分野の知識を持っていて、この間たまたま自殺未遂のようなことがあったのですが、上手く対応、調整できました。たまたま東京に実家があって関西の方で仕事をしていたのですが、自分の親を見なくてはいけないということで東京の近くの施設に行きたいということで、更生保護事業にもすごく関心持っていたということで来てもらいました。

**(小西座長)**

支援員という肩書ですか、それとも補導員ですか。

**(志村委員)**

補導員という肩書で、職員ということになっております。

**(小西座長)**

ありがとうございます。確かに医療のニーズが高い対象者が更生保護施設に結構いたりもすると思うので、なかなか他の人たちも同じように雇えるか難しいかもしれないですが、そういう点では、非常に意味のあることかと思いました。

**(志村委員)**

できればお願いしたいのはそういう資格を持っている人に何かプラスアルファの手当みたいのをつけてやりたいなと思っています。施設の中では、プラスアルファをさせてもらっております。社会福祉士などの資格を持っている人に対して手当をつけたいので、国とか県のご支援をいただければありがたいと思います。

**(小西座長)**

今後拘禁刑が始まっていく中で作業の位置付けがかなり変わってくると思うのですが、その中でも、今もいくつかの施設でやっているような、作業療法士の方がついて障がいがあったり、高齢であったりする受刑者の認知機能などを高めていく機能向上作業が今後作業の中でも結構重要な位置付けになってくると思うので、出所後も地域社会の中で作業療法士の方のいろいろな指導を受けながら社会の中での生活を定着していくような仕組みがどうしても必要になってくるかなと思うのですが、そういう点でも専門家の方が、この更生保護の領域、とりわけ更生保護施設で、広島県の呉の更生保護施設では作業療法士の方がいて支援をしているという試みをされたりもしているのですが、今後も広く必要になってくるかなと今お伺いしながら思いました。では続きまして田中委員お願いいたします。

**(田中委員)**

まず私どもの神奈川県更生保護協会ですが、更生保護事業法に基づきまして、法務大臣の認可を受けて設立された法人です。従来、連絡助成事業と一時保護事業の2本立てで事業としておりましたが、この更生保護事業法の改正に伴い、昨年12月1日付でこの改正法は施行されているわけですが、今般、定款を改正いたしまして、地域連携・助成事業と通所・訪問型保護事業という2本立ての事業を行う法人として新たに出発したところでございます。

本年度、令和6年度におきましては、横浜保護観察所、神奈川県更生保護女性連盟、神奈川県保護司会連合会をはじめ県内の各更生保護団体と緊密な連携を図りながら、今年更生保護制度が75周年という大きな節目の年を迎えるに当たりまして、新たな装いとされた2本立ての事業を、その改正趣旨に従いまして適正に実施したいと考えております。まず具体的には地域連携・助成事業といたしましては、このほど「かながわ更生保護ネットワーク」というウェブサイトを立ち上げさせていただきました。神奈川ブルーを基調といたしまして、県内の名所の写真や浮世絵などを配置しながら、できるだけ県民の皆様に親しみやすいウェブサイトとして運営していこうということでございます。まだアンダーコンストラクションの部分もあるのですが、神奈川県の保護司会連合会、あるいは女性連盟、BBSなどのページも開設するという形で立ち上げさせていただいたところでございます。このサイトを一体的に関係団体と運用しながら、県内の更生保護団体のネットワーク化、さらにそこから進みまして、県下の関係機関・団体との連絡・連携協力体制の整備、さらにこれを情報発信のツールといたしまして県民の皆様に対する、更生保護の活動や再犯防止に関する活動の情報発信、さらに、一歩進めまして参加促進などを進めていきたいということでございます。既にお願いたしまして、県の再犯防止推進計画、県社協様、地域生活定着支援センター様、横浜市社協様などと

のリンクを貼らせていただきまして、今後こういった形での情報連携を図っていければというのが1つでございます。格好をつけて言うならば、更生保護の地域連携、情報発信のハブとしての役割を果たして参りたいと思っております。また、今年度は横浜保護観察所との共催によりまして、更生保護団体の連絡協議会を開催し、情報連携を更に進めていきたいと思っております。もう1本の通所・訪問型保護事業としましては、2種類の仕事をしておりますが、1つ目は県内の刑事施設や保護観察所と連携しての、更生援助金の適正な執行ということでございます。自立資金にこと欠いている出所者に対する恵与金のような形で運用いたしております。また、刑務所出所者等を雇用する事業所に対する身元保証事業も行わせていただいております。これは、竹内委員の就労支援事業者機構との連携的な事業であります。これらをより円滑に行うことによりまして、息の長い支援事業として、その適正な実施に努めていくことを今年も続けて参りたいと思っております。

#### (小西座長)

ありがとうございます。地域連携・助成事業など息の長い支援に向けた様々な事業について具体的にご紹介いただきました。では伊部委員お願いいたします。

#### (伊部委員)

私3月まで委員を仰せつかりまして、本日は薬師寺委員の代理で出席させていただきました。

さて、この再犯防止というのは意外に知られていないのではないかと。再犯というワードをワープロで変換すると、再度販売する再販が最初に変換されるという話を聞いたことがあります。

私どもの反省点も含めまして、もう少し広報啓発活動ということに力を入れなきゃいけないのではないかというふうに思っているところでございます。先ほど事務局の方から、第2期の主な取組として、ネットワーク構築という、今必要とされる事業のご提案ございましたが、こういう話を聞いた市町村の行政の皆さんが、自分たちの地域でも関心のある人たちがいるから、独自に自分たちのエリアでも活動を始めたいと考え、繋がりを持てるようなきっかけ、機会を創り出すことがもっと必要なのではないかというふうに感じているところでございます。

1つご提案をさせていただきたいと思えます。今日ここにご出席の各委員の皆様のところでも、啓発、広報活動一生懸命おやりになっていて、それぞれ努力をされていらっしゃる私も認識しているところでございます。それとは別に、再犯防止とはどういうものか、まだまだ知られていない再犯防止の取組について、A4一枚表裏程度の名刺代わりになるようなチラシを作成したらよろしいのかなと感じているところです。

(小西座長)

ありがとうございます。以前のこちらの会議でも、ともに生きる社会かながわ憲章のチラシについては、配られて、大変インパクトもありましたので、理解促進という面では非常に有用であろうとも思います。予算的な面もあるかもしれないですが、できればそういうものもご検討いただければと思います。県民の皆様にも、この再犯防止、更生支援というものの重要性を広く知っていただければと思っております。では徳田委員お願いいたします。

(徳田委員)

弁護士会の取組としましては、この再犯防止というキーワードで何か組織的に取り組んでいると言うことはあまりないのですけれども、個々の事件、特に刑事事件、少年事件との関係で、個々の弁護士の活動として、ご本人の再犯防止に向けた環境調整であったり関係機関への連携であったりというようなところ、あるいは検察庁とかですね、就労支援の関係でも話が出ていましたけれども、ケア会議とか、関係機関の連携場面で弁護士がお願いをさせていただいたり参加をさせていただくことは、非常に進んできているのかなと思います。そういったケースに取り組む弁護士も増えてきているところですよ。

あとは、環境調整とか再犯防止との関係で言うと、弁護士会として組織的な取組があるものは、主に障がいのある方ですとか、高齢の方の福祉機関との連携事業というのは前々から、弁護士会としてはやっております。神奈川県社会福祉士会との正式な協定を結んで連携して更生支援に当たっているというような制度がございまして、これについても非常に利用実績が多いということです。

あとは、地域生活定着支援センターとの被疑者支援業務との関係で、弁護士会も一緒にやらせていただくということも予定はしているのですが、今のところあまり実績がないようなのですけれども、そんなところも弁護士会としては、念頭に置いてやっていきたいというふうには考えているところです。

福祉職との連携に関連しては、神奈川県弁護士会を越えて日本弁護士連合会の制度として、今まで福祉職には、ボランティアでやっていただいていたところもあったのですが、それではなかなか広がりが出ないということで、弁護士会のお金で、環境調整に当たるような、更生支援計画を立てていただけるような福祉職に対して、費用を出すというような制度が、前回のこの会議でも紹介させていただいたと思いますけれども本格的に全国的に実施されていて、実施実績が上がっているようです。もちろん神奈川もそのためにいろいろ諸制度、会規を改正させていただいて、制度を適用実施させていただいているところです。

神奈川で行ってはいないのですが、全国の弁護士会なんかで見ると、基本的には刑事

弁護という判決が言い渡されるまでが弁護人の活動になっていくのですが、そのあとに、せつかく福祉職との連携で作った更生支援計画を矯正施設の機関に引き継いで、その後も寄り添って弁護士が関わっていく。そして、いざ出所の際にまた弁護士がその環境調整の会議に参加していくという伴走型の寄り添い支援という制度を作っている弁護士会もごございます。全国で見ると、神奈川県弁護士会においても、そういった制度をこれから作って、刑事事件後も寄り添いながら弁護人が対応できるような体制を整備していくことを、具体的にいつというふうなところまではまだ来てないのですが、将来的にはそういった制度を作りたいと思っていますところでは。

#### (小西座長)

ありがとうございます。神奈川県弁護士会における取組ということで、最後に寄り添い支援制度についての展望についても触れていただきました。

一通り参加されておられます各構成員の皆様から活動についてご紹介いただきましたが、何か質問とか、このところもうちょっと伺いたいとかですね、何かごございますか。事務局、よろしくお願いします。

#### (事務局)

すみません、事務局から質問で恐縮なのですが、横浜地検の植松代理にお聞きします。ケア会議、非常に重要だと思うのですが、短い期間の中で、なかなか、全ての会議を被疑者に対してやるというのは難しいところもあるかと思うのですが、例えばその自治体の担当者と呼ぶということで、こういうことが難しく、なかなか集められないみたいなお悩みという課題みたいなものがありましたら教えていただければと思います。

#### (植松委員)

当庁の社会福祉アドバイザーが連絡を取らせていただいて、関わっている方ももちろんなのですが、今から関わるっていう自治体の方も結構協力していただくことが多いです。参加いただくことによって、今まで被疑者被告人が社会資源に全然繋がっていないような人も多いのですが、それでいろいろその場で説明してもらうことによって話が進んで、その場でははっきりと何をやるかは決まらないんですが、方向性を示していただいて、その場でその対象者とアポを取ってもらって、どんどん進めていくような感じになって、非常に有意義な会議になっております。

#### (事務局)

ありがとうございます。アドバイザーの方がいらっしゃるので、普段からいろいろな福祉関係の繋がりや関係があつてスムーズにいらっていると聞きましたけれども、今後そういった関係を深めていくためにも市町村担当者に集まっていただくときにも、そうい

ったケア会議の話も披露していただけると理解が深まるかと思しますので、ぜひご協力  
お願いいたします。

**(田中委員)**

本日、本来であれば神奈川県保護司会連合会の柳川会長が出席しまして、保護司の立  
場として意見をご披露いただくべきところだったのですが、急用が入ったと会長から聞  
いております。先ほど、冒頭の笠井課長、また、座長、横浜保護観察所からそれぞれご  
発言がありまして、大変ご心配をおかけしている件なのですが、今日は保護司を代表し  
ての立場で申し上げます。保護司の間にもいろいろな意見があつて、今それにつきまし  
ては所管庁の横浜保護観察所が丁寧にヒアリングをしてくださっています。県の内外を  
問わずですが、出てくるのは、不安というよりも、「なぜ」「どうして」というところが  
ありまして、そういう点では今、事件が捜査中ということではありますが、まず、事実関  
係と検証については法務省にはしっかりやっていただき、その結果を保護司はもちろん  
更生保護関係者、さらには国民に対してしっかり説明していただくべきであろうと思っ  
ております。

その先ということになりますが、1つの方向性としまして面接場所の確保というのが  
大きなテーマなのかと思っております。今後、このネットワーク構築の中で、基礎自  
治体、単位自治体の方々にもオブザーバーで参加していただくというのがアジェンダと  
なっておりますので、私ども保護司の意見を聞いていただくだけでも結構でございます  
ので、是非とも今後これは実現していただきたいというふうに思っております。そうい  
う意味では広域自治体としての県のお力添えをいただければと思っております。

**(小西座長)**

ありがとうございます。まさに第2期では市町村との連携ネットワーク構築が非常に  
大きなテーマになっておりまして、この会議を通じてオブザーバー参加の形ができれば、  
更生保護の領域に関して基礎自治体の皆様の認識がさらに広まっていくということに  
もなるかと思しますので、ご検討いただければと思います。

では本日の議事は以上をもちまして終了しますので、進行を事務局にお返しします。

**(事務局)**

本日はどうもありがとうございました。1点、事務局より連絡事項がございます。次  
回の推進会議についてですが、令和7年1月の開催を予定しておりますのでよろしくお  
願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、地域福祉課長笠井より一言ごあいさつを申し上げま  
す。

## 5 閉会

(笠井地域福祉課長)